

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第27回】開催

開催日時：令和7年10月27日(月) 10:00,15:00(同日2回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
(トラック事業者に対して)今収受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報(一部))

- 改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
 - 各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
 - 各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！**

(今月のNEWS) 改正トラック法(令和7年6月11日公布)に基づいた実運送体制管理簿作成義務

法改正による
変更ポイント

貨物利用運送事業者にも実運送把握、実運送体制管理簿作成・保管の義務がかかる。
多重化構造の是正規制(2次請まで)の努力義務がかかる。

※赤字・赤枠(実線)が変更点



元請A社の連絡先、真荷主の名称、何次請けか

併せて、「実運送体制管理簿の作成対象である」
旨を確実に委託先へ伝える

実運送体制管理簿 を作成する



貨物利用運送事業者にも
「委託先への通知義務」あり



真荷主

※貨物軽自動車運送事業者は除く

※貨物自動車
運送事業者が
実運送を行う
場合

新トラック法により
委託先を2次までと
する努力義務

実運送なし
⇒ 元請事業者への通知なし
※「委託先への通知義務」はあり

実運送あり ⇒ 元請事業者への通知義務あり

実運送事業者の名称/商号、運送区間、貨物の内容、何次請けかを伝える。

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非**目安箱**に投稿してください。

(例) "いつも荷待ちをさせられる","こんな作業までさせられている","運賃交渉に応じない"



目安箱
投稿用
二次元
バーコード